

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 3 8 号
件 名	情報開示資料のコピーの取り扱いの統一を求めることについて
要 旨	<p>情報公開制度に基づいて開示された資料のコピーの取り扱いが、各部署ばらばらである。担当者がコピー交付の取り扱いに熟知しておらず、スムーズな交付が受けられない。</p> <p>例えば、第四銀行新潟市役所出張所に案内されて、番号札により順番を待ち、受け付けをしてもらおうとしたら、「待っている間に用紙に記入しててください。」と言われ、担当課の納入通知書兼領収証書欄が記載されておらず、払い戻しの手続きをして、受け付けすらしてもらえなかった。後日改めて手続きをし、コピーした資料が交付された。</p> <p>他の部署では銀行に行かず、その場で納入通知書兼領収証書を発行した。その領収書には、納入場所として新潟市指定金融機関等と記載されている。</p> <p>また、他の課では、請求者がコピーしたことにして領収書を発行している。コピー代を取らない課もある。</p> <p>以上の状況を改善するため、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 コピーの取り扱いを統一すること。</p> <p>2 担当者はコピーの手続に精通すること。</p>
付 託 年月日 委員会	令和元年 12 月 3 日 第 1 項 第 2 項 } 総務常任委員会
受 理	令和元年 11 月 13 日 第 425 号